

資料3 手引きへの自由回答記述一覧（自治体票・設問 14-1）

タイトル（頁番号）	自治体からのコメント
「子ども虐待事例検証の手引き」の目的（p.9）	（調査対象外）
これまでの重大事例検証制度の経緯（pp.10-11）	（調査対象外）
1. 検証の目的（pp.14-15） 重大事例等の検証の進め方【参考例】	（回答なし）
2. 検証委員会（pp.16-20） 1）検証組織 2）検証委員の構成 3）検証委員の任期及び委嘱回数 4）検証委員会 5）複数の自治体に関与している事例の合同検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証開始のタイミングについて。 ・ 事務局の体制について（どんな資格を持った人が配置されているとよいか）。
3. 検証対象（pp.21-23） 1）「作為」による虐待死亡事例の検証について 2）「不作為」による虐待死亡事例の検証について 3）死亡以前に関係機関の関与がなかった虐待死亡事例の検証について 4）死亡に至らなかったものの、検証を行うことが有用となる事例の検証について 5）親権者以外の人物が関与した死亡事例の検証について 6）検証すべき事例選定のためのカテゴリー分類 7）誰が（どの機関が）検証すべき事例の選定を行うべきであるのか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表3-1「虐待可能性カテゴリーの指標一覧」（p.23）は自治体の基準を策定するときに特に参考。 ・ 自治体独自のルールで、内部検証委員会で検証するものと外部検証委員会で検証するものをわけている。 ・ 虐待の疑いがあっても起訴されるまでに数年を要すこともあり、判断が難しい部分もある。 ・ 検証後に裁判で無罪となった場合など、報告書として公表するかどうか迷う。
4. 検証対象の把握（pp.24-25）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡事例の把握について、現時点で医療機関や警察とのつながり

<p>1) 医療機関が死亡時に関与した死亡事例の把握 2) 医療機関が死亡時に関与しなかった死亡事例の把握</p>	<p>がないため、事務局としてどのような連携をしていけばよいか記載してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の不審な死や病院から警察に連絡があったものなどは、基本的に警察から児童相談所に要保護児童か否かの照会の連絡が入るため、その時点で事例を把握している。ただし、そのすべてを検証しているわけではない。
<p>5. 情報の収集 (pp.26-31) 1) かならず入手を試みる必要がある情報 2) 必要な情報に関するチェックリストの使用について 3) できるだけアクセスすべき情報 4) 異動における引き継ぎと責任の所在に関する情報の必要性 <コラム> 核心にまつわる情報が重要。まずは問い合わせを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察等の捜査が入っている場合の情報収集の注意事項の記載がほしい。 ・ 情報収集の中でも特に調査（ヒアリング）の対象となる機関の例示や考え方について。 ・ 可能な範囲での情報収集に努めるという内容となっているが、警察・検察、医療機関などの協力を得る際に具体的に活用する法的根拠とともに具体的な手続き方法等についてもより詳しく教示してほしい。 ・ 検察から公判記録を入手して検証した事例があったが、公判記録は加害者本人の動機や生活環境を知る上で詳細な情報が得られるため、情報収集において重視すべきと考える。
<p>6. 児童相談所内、市区町村、要保護児童対策地域協議会および職場での検証 1) 児童相談所や要保護児童対策地域協議会での検証の勧め 2) 児童相談所や要対協、市区町村などの検証のメリットと限界 3) 検証の実際 4) 都道府県関係機関ならびに児童相談所、市区町村、要対協が関与</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部検証委員会と外部検証委員会のほか、関係者による内部振り返りも実施されており、そこでの振り返りが、担当していた職員等へのメンタルのケアの場にもなっている。

<p>していない事例の検証について</p> <p>5) 児童相談所や要対協での検証と都道府県の検証との関係性</p>	
<p>7. 検証委員会の進め方 (pp.38-41)</p> <p>1) 資料作成</p> <p>2) 初回検証委員会</p> <p>3) 追加資料作成 (事務局)</p> <p>4) 検証委員会 (2回目以降)</p> <p>5) 報告書の作成</p> <p><コラム>複数の自治体が関与している事例の合同検証について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員が、直接、家族や支援組織などから事情を聴く際の注意事項の記載がほしい。
<p>8. 検証の進め方 (検証の方向性)</p> <p>1. 死亡事例・重篤事例の検証</p> <p>1) 死亡事例・重篤事例防止に焦点づけた検証</p> <p>2) 虐待防止に焦点づけた検証</p> <p>3) 家族への対応に関する検証</p> <p>2. 危機回避事例の検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止に焦点づけた検証というものは参考になるが、毎年検証すべき事例がいくつか起きている中では、なかなかここまで丁寧な検証するのは困難。
<p>9. 提言の作成について</p>	<p>(回答なし)</p>
<p>10. 報告書の作成およびその公開に関して</p> <p>1) 活用範囲の広さ</p> <p>2) 活用されるための報告書作成の工夫</p> <p>3) プライバシーとの兼ね合い</p> <p>4) 公開のあり方についての提言</p> <p>5) 内部資料としての活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法など、注意すべき法律を明記してほしい。 ・ 死亡事例でないものや、きょうだいが生きている場合など、事例を特定される可能性も高いため、どこまで個別のプライバシーに配慮した記載にするか悩む。今後さらに配慮が進むのではないか。 ・ 報告書の公開のあり方について、当該児童やきょうだい児童の生

	<p>存等の条件によって自治体の判断に任されているため、国の統一 的な見解があるとよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシーへの配慮について具体的な基準のようなものの記 載がほしい。 ・ 個人情報保護や守秘義務と報告書公開による公益性のバランス を考慮した公開のあり方について、基準を具体的に示して欲し い。 ・ 個人情報保護の観点からの情報の秘匿事例など、具体的な手法を 教示してほしい。
11. 提言された対策についてのフォローアップに関して	(回答なし)
12. 新たな事実が出てきた時などの再検証	(回答なし)
<p>チェックリスト集</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全事例に必要な情報 2. 年齢別必要情報 3. 死亡要因別必要情報 4. 支援・保護状態別必要情報 5. 医療情報 6. 経過表 1、2 7. ジェノグラム、エコマップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察の捜査資料や裁判資料は、自力で入手することはほぼ不可能 なので、国として何らかのルールが作られることを望んでいる。 ・ 都道府県や自治体ごとに作成のされ方もまちまちであるため、指 針があるのはよい。
<p>付録① 事例の性質による検証のポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新生児死亡事例（生後 24 時間以内の死亡） 2) 乳児死亡事例 3) 長期放置による餓死等の事例 	

<ul style="list-style-type: none"> 4) 放置による熱中症、事故、火災事例 5) 医療ネグレクト事例 6) 無理心中事例 7) 障害児事例 8) その他の種別の虐待死 	
<p>付録② 検証会議に必要な情報とその入手について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 保健分野 2. 医療分野 3. 地域福祉 4. 警察等の捜査機関から提供されることが望ましい情報 5. 加害者以外の家族面接ができる場合 6. 加害者面接ができる場合 	
<p>付録③ 重大事例検証の限界</p> <p><コラム>チャイルド・デス・レビュー (Child Death Review : CDR)</p>	
<p>付録④ 虐待死防止のポイント集</p> <p>死亡もしくは重大な苦痛から子どもを守るために</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 保健分野 <ul style="list-style-type: none"> 1) 横断的・縦断的情報収集を軽視しない 2) 医療従事者としての観察力を高める 3) 連携という名の役割分断を避けるために 4) 保健師の活動とソーシャルワーク 5) レジリエンスを引き出す支援 2. ソーシャルワーク 	

<ul style="list-style-type: none">1) 虐待事例を対象としたソーシャルワークの原則2) ソーシャルワークが「失敗」に至る要因3. 医療の役割<ul style="list-style-type: none">1) 出生前から新生児期の役割2) 乳児期のかかわり3) 幼児期のかかわり4) 学童期のかかわり5) 思春期以降のかかわり	
--	--